

北労基発 1126 第1号
平成30年11月26日

公益社団法人北海道労働基準協会連合会 会長 殿

北海道労働局労働基準部長



年末における労働災害防止の取組について（依頼）

労働基準行政の推進につきまして、日頃から御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、当局における労働災害については、10月末で前年同期と比べ4.4%増加しているほか、死亡労働災害については11月14日現在の速報値において50人となっており、このままで推移すると3年連続で全国ワーストワンを招くことも考えられます。

北海道特有の状況として、今後、本格的な降雪期に入ることから冬季特有の労働災害の発生が懸念され、加えて年末を迎え繁忙期となることから、それに伴い労働災害の発生も懸念されるところでありますが、労働災害により尊い人命が失われることがあってはならないものであります。

ついでには、今般、別添のとおり年末における死亡労働災害撲滅に関するリーフレットを作成しましたので、当該リーフレットを活用したうえ、下記のとおり年末における労働災害防止活動を確実に実行するよう傘下会員事業場に対して周知するようお願いいたします。

なお、リーフレットについては北海道労働局のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

記

- 1 各作業場の安全点検の実施及び危険箇所の改善を行うこと。
- 2 安全衛生管理責任者による安全衛生活動の総点検の実施及び安全な作業手順励行の徹底を行うこと。
- 3 特に製造業、建設業、林業及び陸上貨物運送業においては、以下に留意のこと。
 - (1) 製造業
 - ア 各種機械によるはさまれ、巻き込まれ災害を防止するため、安全カバー等安全装置の有効保持の総点検を実施すること。
 - イ 転倒災害を防止するため、作業通路の点検を実施すること。
 - (2) 建設業
 - ア 墜落、転落災害防止のため、手すり等墜落防止措置の総点検を実施すること。

北海道労働基準協会連合会

30.11.28

イ 重機、クレーン災害を防止するため、事前に作業計画を作成し、計画に基づいて作業すること。

(3) 林業

ア かかり木に係る災害を防止するため、かかり木を放置せず速やかにかかり木の処理をすること。

イ やむを得ずかかり木を放置する場合は、立入り禁止区域を確実に設定すること。

(4) 陸上貨物運送事業

ア スタットレスタイヤの点検等冬道による交通労働災害防止対策を確実に実施すること。

イ 冬季の路面状況を考慮した運行計画を策定し、当該運行計画に基づき運行すること。